

十一 第42条の11《製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第42条の11《製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除》 関係</u></p>
(廃止)	<p><u>(事業の判定)</u> 42の11-1 <u>法人の営む事業が措置法第42条の11第1項及び措置法令第27条の11第1項に規定する製造業、電気業、ガス業、熱供給業、鉱業及び建設業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(総収入金額)</u> 42の11-2 <u>法人の適用年度（措置法第42条の11第1項に規定する適用年度をいう。以下同じ。）における国内製造割合（措置法令第27条の11第2項に定める割合をいう。以下同じ。）又は国内販売割合（同条第14項に定める割合をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる同条第2項又は第14項に規定する総収入金額（以下「総収入金額」という。）とは、この通達において特別の定めのあるものを除き、当該適用年度において益金の額に算入されるべき収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。）の合計額をいうことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</u> 42の11-3 <u>国内製造割合又は国内販売割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、</u></p>

(廃止)

法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

42の11-4 措置法令第27条の11第2項又は第14項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

- (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)
 - (2) 措置法第64条第1項若しくは第65条第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
 - (3) 措置法第65条の9の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額
 - (4) 借地権の譲渡対価の額
 - (5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って收受する権利金等の金額
 - (6) 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時における価額の合計額
- (注)1 法第47条第1項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。
- 2 不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物であっても、当該法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの(販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又は当該法

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らか なものは、固定資産に該当する。</u></p> <p>(製造業等に係る収入金額に含まれるものの例示)</p> <p>42の11-5 <u>措置法令第27条の11第2項に規定する「製造業に係る収入金額 (固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係 るものを除く。)」には、製造等(製造、加工、建設及び鉱物(土石を含む。) の採掘又は採取その他の価値を増加させる行為をいう。以下同じ。)をした棚 卸資産の譲渡又は請負等に係る役務の提供(以下「製造等をした棚卸資産の 譲渡等」という。)に係る収入金額のほか、次に掲げるような収入金額(以下 「付随収入金額」という。)が含まれることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>製造業(電気業、ガス業、熱供給業、鉱業、建設業及び電気通信事業法 第6条第2項に規定する第一種電気通信事業を含む。以下「製造業等」と いう。)の用に供する固定資産及び製造等をした棚卸資産に係る損害保険 金、損害賠償金の額</u> (2) <u>製造等をした棚卸資産の譲渡等に係る契約が解除されたことにより收受 する違約金の額</u> (3) <u>製造等に係る副産物、作業くず等の売却に係る対価の額</u> (4) <u>製造等をした棚卸資産の譲渡等により取得した金銭債権に係る利子及び 遅延損害金の額</u> (5) <u>貸付金、預金、貯金又は有価証券から生ずる利子の額及び他の法人から 受ける利益の配当、商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配、剰 余金の分配若しくは資産の流動化に関する法律第102条第1項に規定す る金銭の分配等又は証券投資信託の収益の分配の額(以下「利子配当等の</u>

額」という。)のうち製造等をした棚卸資産の譲渡等に係る収入金額及び⁽¹⁾から(4)までに掲げる収入金額の全部又は一部を貸付金、預金、貯金、有価証券等として運用することにより生ずるもの

(注) 法人が製造業等とその他の事業とを兼営する場合において、これらの事業から共通して生ずる利子配当等の額があるときは、当該利子配当等の額のうち製造業等に係る収入金額に含まれる金額は、当該利子配当等の額につき製造業等に係る売上総利益の額と当該製造業等以外の事業に係る売上総利益の額の比その他の基準のうち当該法人の業務の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分して計算した金額とする。

(廃止)

(国の内外にわたって製造業等を営む場合)

42の11-6 法人が、適用年度において、法人税法の施行地内(以下「国内」という。)及び国内以外の地域(以下「国外」という。)の双方にわたって製造業等を営む場合には、当該法人の措置法令第27条の11第2項に規定する当該適用年度の国内において営む製造業に係る収入金額(以下「国内の製造業等に係る収入金額」という。)は、当該適用年度の製造業等に係る収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)のうち国内において製造等をした棚卸資産の譲渡等に係る収入金額及び当該譲渡等に係る付随収入金額に限られることに留意する。この場合において、当該法人が国外又は国内において製造等をし、かつ、当該製造等により取得した棚卸資産につきそれぞれ国内又は国外において更に製造等をした後譲渡するときは、当該法人の国内の製造業等に係る収入金額は、当該法人の業態、棚卸資産の性質等に応じ、合理的に算出した金額によるものとする。

(注)1 国外において製造等をした棚卸資産について国内において製造等をしないうで、国内又は国外で譲渡した場合のその対価の額は、国内の製造業等に係る収入金額に該当しない。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>2 法人が国内において営む製造業等とその他の事業とを兼営する場合において、これらの事業から共通して生ずる付随収入金額があるときは、当該付随収入金額のうち国内の製造業等に係る収入金額に含まれる金額は、当該付随収入金額につき国内において営む製造業等に係る売上総利益の額と当該国内において営む製造業等以外の事業に係る売上総利益の額の比その他の基準のうち当該法人の業務の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分して計算した金額とする。</p> <p>(販売取引等に係る返品、値引き、割戻し等)</p> <p>42の11-7 措置法第42条の11第1項に規定する製造業者(以下「製造業者」という。)が行った棚卸資産の販売取引等について返品、値引き、割戻しその他これらに準ずるもの(以下「返品等」という。)がある場合には、総収入金額、国内の製造業等に係る収入金額及び国内の製造業等に係る収入金額以外の収入金額並びに措置法令第27条の11第14項に規定する国内における販売に係る収入金額(以下「総収入金額等」という。)のいずれについても税務計算上継続して適用している経理方法により統一的に計算しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 製造業者が行った棚卸資産の仕入取引等につき返品等に係る収入金額がある場合の総収入金額等の計算についても同様とする。</p> <p>(輸入の意義)</p> <p>42の11-8 措置法第42条の11第1項に規定する輸入は、その輸入を行う者(同項に規定する輸入の委託にあつては、当該委託を受けた者)が関税法第6章の通関手続を経て行う輸入に限るものとする。</p>
<p>(廃止)</p>	

(廃止)

(注) その法人が同項に規定する輸入(同項に規定する輸入の委託を除く。)を行った法人であるかどうかは、その法人が輸入申告書に記載された輸入者であるかどうかによって判定する。

(輸入の時期)

42の11-9 措置法第42条の11第1項に規定する輸入促進対象製品(以下「輸入促進対象製品」という。)の輸入の時期は、次に掲げる場合に応じそれぞれ次に掲げる時とする。ただし、法人が、輸入促進対象製品の種類及び性質、その取得に係る契約等の内容に応じ、当該輸入促進対象製品を国内において引き取った日その他これに準ずる日の合理的な基準によっているときは、継続適用を条件としてこれを認める。

(1) 輸入の許可を受けた輸入促進対象製品の場合 その許可の時

(2) 輸入促進対象製品である船舶又は航空機の場合 次に掲げる時又は輸入の許可の時のいずれか早い時

イ 本邦外において本邦の国籍又は仮国籍を取得した当該船舶又は航空機の場合 初めて本邦に回航されて使用に供される時

ロ 本邦内にある外国籍の船舶又は航空機の場合 本邦の国籍又は仮国籍を取得して使用に供される時

(3) 郵便物(関税法施行令第64条に規定する郵便物を除く。)により輸入された輸入促進対象製品の場合 名あて人に交付された時

(4) 収容又は留置された輸入促進対象製品で公売又は売却されたもの及び郵便法の規定により売却されたもの場合 買受人が買い受けた時

(注) 関税法第2条第3項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合には、当該使用又は消費が行われた時が輸入の時となることに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>(輸入の委託の意義)</p> <p>42の11-10 措置法令第27条の11第3項に規定する輸入の委託は、輸入を行う者に対して直接その取得する輸入促進対象製品を指定して行う輸入の委託である限り、当該輸入を行う者は外国法人の本邦における販売総代理店又は支店等であるかどうかは問わないことに留意する。</p> <p>(注) 当該法人が、輸入を行う者以外の者に委託して輸入促進対象製品の輸入を行った場合には、当該輸入は同項に規定する輸入の委託に該当しないことに留意する。</p> <p>(委託を受けて行った輸入であることを証する書類)</p> <p>42の11-11 措置法令第27条の11第3項に規定する委託を受けて行った輸入であることを証する書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p> <p>(注)1 「番号」欄には、当該輸入促進対象製品に係る平成2年3月31日付通商産業省告示第130号別表に掲げる番号(当該番号が4桁又は6桁のものである場合には、同別表注1に規定する「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」に定める統計細分の番号を含む9桁の番号による。以下同じ。)を記載する。</p> <p>2 当該書類は、確認を受ける法人の事業年度等一定の期間において委託を受けて行った輸入につき、まとめて作成して差し支えない。</p> <p>付表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">委託を受けて行った輸入であることの確認書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(委託者) _____ 殿</p> </div>

(受託者) 印

下記の輸入促進対象製品の輸入は、貴社が直接その取得する当該輸入促進対象製品を指定して行った輸入の委託に基づくものであることを確認します。

記

輸入促進対象製品		委託を受けた日	製品 輸入額	輸入 申告 番号	輸入を行 った日	摘 要
品 名	番 号					
			円			

(廃 止)

(無償による輸入促進対象製品の輸入)

42の11-12 措置法令第27条の11第4項第2号に規定する「無償による輸入促進対象製品の輸入」とは、輸入促進対象製品の輸入をした者(当該輸入が同条第3項の規定に該当する場合には、当該輸入の委託をした者を含む。)が当該輸入促進対象製品の取得等の対価の額につき支払を要しない場合(当該対価の額につき相殺する場合を除く。)の当該輸入促進対象製品の輸入をいうのであるから、例えば、他の者から贈与を受けた見本品、試供品、予備部品等で輸入促進対象製品に該当するものの輸入のほか、加工又は修繕のためにする輸入促進対象製品の輸入(同条第4項第4号の規定に該当する輸入を除く。)がこれに含まれる。

(注) 国外に所在する支店、営業所、事務所等(以下「支店等」という。)が有償により取得又は製作をした輸入促進対象製品の輸入は、同項第2号に規定する無償による輸入促進対象製品の輸入に該当しない。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>(その他の事由による輸入)</p> <p>42の11-13 措置法令第27条の11第4項第6号に規定する「自己が輸出をした輸入促進対象製品の返品その他の事由による輸入」には、例えば、自己が輸出をした輸入促進対象製品の次に掲げるような輸入が該当する。</p> <p>(1) 輸入促進対象製品が違約品であったことにより返品を受けた場合の当該輸入促進対象製品の輸入</p> <p>(2) 譲渡した輸入促進対象製品について相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除したことに伴い取戻しをした場合の当該輸入促進対象製品の輸入</p> <p>(3) 賃貸した輸入促進対象製品の返却を受けた場合の当該輸入促進対象製品の輸入</p> <p>(4) 国外に所在する支店等へ輸出をした輸入促進対象製品につき当該国外に所在する支店等から国内に所在する本店又は支店等へ移管した場合の当該輸入促進対象製品の輸入</p> <p>(加工又は修繕の範囲)</p> <p>42の11-14 措置法令第27条の11第4項第8号に規定する「加工又は修繕のために輸出をした輸入促進対象製品の輸入」とは、例えば次に掲げるような輸入をいう。</p> <p>(1) 加工のために輸出をした輸入促進対象製品の輸入にあっては、加工を加えた後の当該輸入促進対象製品が当該加工を加える前の特性を有する場合における当該輸入促進対象製品の輸入。この場合において、当該輸入をした輸入促進対象製品が当該加工を加える前の特性を有するかどうかは、当該加工のために輸出をした輸入促進対象製品につき当該輸出時に輸入をす</p>
<p>(廃止)</p>	

るものとした場合に、当該輸入促進対象製品が平成2年3月31日付通商産業省告示第130号別表に掲げる番号ごとに分類されるときに当該輸入促進対象製品が属する分類に係る番号と当該加工を加えた後の輸入促進対象製品が属する分類に係る同別表に掲げる番号とが同一であるかどうかにより判定するものとする。

(2) 修繕のために輸出をした輸入促進対象製品の輸入にあつては、当該輸入促進対象製品の機能等が低下した箇所を元の状態に修復した場合における当該輸入促進対象製品の輸入

(廃止)

(違約品の範囲—品質又は数量等の意義)

42の11-15 措置法第42条の11第2項に規定する品質又は数量等(以下「品質等」という。)には、組成、成分、材質、構造、性能、仕様、規格及びデザインが含まれる。

(廃止)

(違約品の範囲—契約の内容と相違することの意義)

42の11-16 措置法第42条の11第2項に規定する「品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品」とは、輸入促進対象製品の取引に係る契約に定める品質等と当該契約に基づき輸入された輸入促進対象製品の品質等とが相違する場合の当該輸入促進対象製品をいうほか、次に掲げる場合の輸入促進対象製品を含むことに留意する。

(1) 契約の内容には品質等についての取決めはないが、製造者又は輸出者から公表されている品質等と輸入された輸入促進対象製品の品質等とが相違する場合の当該輸入促進対象製品

(2) 契約に定められ又は公表された内容である品質等と輸入された輸入促進対象製品の品質等とが形式的には合致するが、契約の段階では想定できない不測の事態あるいは見込み違いがあり、製造業者が契約当初に期待していたような効果が得られない場合の当該輸入促進対象製品。ただし、この

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>場合であっても、その見込み違いが投機的色彩の濃いことによるもの又は通常承知しておくべき条件（例えば、その輸出入又は販売の業務上必要とする法律的条件等）を承知していなかったことによるものについては、<u>契約の内容と相違する輸入促進対象製品には含まない。</u></p> <p>(違約品の範囲－輸入の時ににおける性質及び形状を変えないことの意義)</p> <p>42の11－17 <u>措置法第42条の11第2項に規定する「輸入の時ににおける性質及び形状を変えない」こととは、輸入された違約品に該当する輸入促進対象製品につきその性質及び形状に実質的な変化を加えないことをいい、棒、板、布地等の素材としての性質及び形状を失わない程度の切断、改装、単なる分離その他これらに類する行為を加えること及び経済的な効用を發揮しない試験的使用により損傷を与えることは、これに含まれる。ただし、試験的使用により損傷を与える場合であっても、その損傷が輸入者又は使用者の瑕疵によるときは、この限りでない。</u></p> <p>(注) <u>輸入された違約品に該当する輸入促進対象製品が機械類でその形状が変化していない場合であっても、当該機械類が通常必要とされる試験期間を超え、本格的に使用された場合には、その性質に変更を加えたものとする。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p>(違約品の輸出の範囲)</p> <p>42の11－18 <u>製造業者が、平成元年4月1日を含む事業年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度又は当該適用年度において、同日を含む事業年度前の各事業年度において輸入をした輸入促進対象製品で措置法第42条の11第2項に規定する違約品に該当するものをその輸入の時ににおける性質及び</u></p>

形状を変えないで返品のため輸出をした場合においても、当該違約品については、同項の規定を適用することに留意する。

(廃止)

(違約品の輸出の時期)

42の11-19 措置法第42条の11第2項に規定する違約品の輸出の時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて当該違約品を積み込んだ時とし、次に掲げる場合においては、それぞれ次に掲げる時とする。ただし、法人が、輸出のため出荷した時等合理的な基準によっているときは、これを認める。

- (1) 違約品である船舶又は航空機の輸出の場合 外国の国籍又は仮国籍を取得した後初めて本邦を出発する時(外国における引渡しのため回航されるものにあつては、その回航のため初めて本邦を出発する時)
- (2) 違約品の郵便物での輸出の場合 通関局において税関検査が終了した時
- (3) 本船扱いの承認を受けて輸出をしようとする違約品を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合 その輸出の許可を受けた時
- (4) 本船扱いの承認を受けて輸出をしようとする違約品を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時

(廃止)

(同種の輸入促進対象製品であるかどうかの判定)

42の11-20 製造業者が適用年度において輸入をした輸入促進対象製品が、措置法第42条の11第3項第1号に規定する他の者が輸入を行った輸入促進対象製品で当該製造業者が同条第1項第2号に規定する基準年度(以下「基準年度」という。)において購入していたもの(その輸入の時における性質及び形状を変えないで購入していたものに限る。)と同種のものであるかどうかは、これらの輸入促進対象製品が、平成2年3月31日付通商産業省告示第130号別表に掲げる輸入促進対象製品の同一の番号に係る分類に属するものであるかどうかによって判定するものとする。

改 正 後	改 正 前
	<p>製造業者が適用年度において輸入をした輸入促進対象製品が、同条第3項第2号に規定する当該製造業者の特殊関係者（措置法令第27条の11第7項に規定する特殊の関係のある者をいう。）が基準年度において輸入をしていた輸入促進対象製品と同種のものであるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>(注) それぞれの輸入促進対象製品が同別表に掲げる同一の番号に係る分類に属するものである限り、それぞれの組成、成分、材質、構造、性能、仕様、規格、デザイン等が異なるものであっても、当該それぞれの輸入促進対象製品は、同種の輸入促進対象製品に該当する。</p> <p>(廃 止) (発行済株式) 42の11-21 措置法第42条の11第3項第2号、第5項第1号及び措置法令第27条の11第7項の「発行済株式」には、自己株式は含まれないものとする。</p> <p>(廃 止) (その他これに類する事実) 42の11-22 措置法令第27条の11第7項第4号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</p> <p>(1) 一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っていること。</p> <p>(2) 一方の法人の役員が2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。</p> <p>(廃 止) (特定国内会社等の株式保有割合等の判定の時期)</p>

42の11-23 内国法人が措置法第42条の11第5項第1号に規定する「その発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上の数又は額の株式又は持分が製造業を営む外国法人により所有されている内国法人」（以下「特定国内会社」という。）に該当する法人であるかどうかは、当該適用年度の終了の時の現況によって判定するものとし、外国法人が措置法令第27条の11第14項第2号又は第4号に規定する「外国法人」に該当する外国法人であるかどうかは、製品又は輸入促進対象製品を輸入した日の現況によって判定するものとする。

(注) 内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上の数又は額の株式又は持分が製造業を営む2以上の外国法人により所有されている場合であっても、当該内国法人は、特定国内会社に該当することに留意する。

(廃止)

(販売に係る収入金額に含まれるものの例示)

42の11-24 措置法令第27条の11第14項に規定する「販売に係る収入金額」には、輸入した製品又は輸入促進対象製品の譲渡に係る収入金額のほか、次に掲げるような収入金額（以下「付随収入金額」という。）が含まれることに留意する。

- (1) 輸入した製品又は輸入促進対象製品の販売の用に供する固定資産及び輸入した製品又は輸入促進対象製品に係る損害保険金、損害賠償金の額
- (2) 輸入した製品又は輸入促進対象製品の譲渡に係る契約が解除されたことにより收受する違約金の額
- (3) 輸入した製品又は輸入促進対象製品の譲渡により取得した金銭債権に係る利子及び遅延損害金の額
- (4) 貸付金、預金、貯金又は有価証券から生ずる利子配当等の額のうち輸入した製品又は輸入促進対象製品の譲渡に係る収入金額及び(1)から(3)までに掲げる収入金額の全部又は一部を貸付金、預金、貯金、有価証券等として運用することにより生ずるもの

(注) 法人が輸入した製品又は輸入促進対象製品とそれ以外の製品とを販売す

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>る場合において、これらの販売から共通して生ずる利子配当等の額があるときは、当該利子配当等の額のうち輸入した製品又は輸入促進対象製品の販売に係る収入金額に含まれる金額は、当該利子配当等の額につき輸入した製品又は輸入促進対象製品の販売に係る売上総利益の額と当該製品以外の製品の販売に係る売上総利益の額の比その他の基準のうち当該法人の業務の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分して計算した金額とする。</u></p> <p><u>(国の内外にわたって輸入した製品又は輸入促進対象製品を販売する場合)</u></p> <p><u>42の11-25 法人が、適用年度において、国内及び国外の双方にわたって輸入した製品又は輸入促進対象製品を販売する場合には、当該法人の措置法令第27条の11第14項に規定する当該適用年度の国内における販売に係る収入金額（以下「国内の販売に係る収入金額」という。）は、輸入した製品又は輸入促進対象製品の当該適用年度の販売に係る収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。）のうち国内において行った製品又は輸入促進対象製品の譲渡に係る収入金額及び当該製品又は輸入促進対象製品の譲渡等に係る付随収入金額に限られることに留意する。この場合において、当該製品又は輸入促進対象製品の譲渡について次に掲げる事実のいずれかがあるときは、国内において製品又は輸入促進対象製品の譲渡があったものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 譲受人に対する引渡しの時の直前において、その引渡しに係る製品又は輸入促進対象製品が国内にあり、又は譲渡人である法人の国内において行う事業を通じて管理されていること。</u></p> <p><u>(2) 譲渡に関する契約が国内において締結されたこと。</u></p>

(3) 譲渡に関する契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうち重要な部分が国内においてされたこと。

(注) 法人が国内において輸入した製品又は輸入促進対象製品とそれ以外の製品とを販売する場合において、これらの販売から共通して生ずる付随収入金額があるときは、当該付随収入金額のうち輸入した製品又は輸入促進対象製品の国内における販売に係る収入金額に含まれる金額は、当該付随収入金額につき輸入した製品又は輸入促進対象製品の国内における販売に係る売上総利益の額と当該製品以外の製品の国内における販売に係る売上総利益の額の比その他の基準のうち当該法人の業務の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分して計算した金額とする。

(廃止)

(値引き、割戻し等があった場合の製品輸入額)

42の11-26 法人が、輸入促進対象製品の輸入をした後において当該輸入促進対象製品につき値引き、割戻しその他これらに準ずるもの(以下「値引き等」という。)を受けた場合(当該輸入促進対象製品の返品につき措置法第42条の11第2項の規定の適用がある場合を除く。)であっても、当該値引き等の額については、関税定率法第4条から第4条の8までの規定を準用して適用するとした場合に課税価格の算定上控除されることとなる金額を除き、措置法第42条の11第5項第4号に規定する製品輸入額から控除しないことに留意する。

(廃止)

(製造業等に係る収入金額の範囲等の取扱いの準用)

42の11-27 措置法令第27条の11第14項第2号に規定する「製造業に係る収入金額」の範囲等については、42の11-5及び42の11-6に準じて取り扱うものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>(新規指定製品の違約品等に係る製品輸入額の減額等) <u>42の11-28 措置法第42条の11第2項から第4項までの規定は、措置法令第27条の11第21項又は第22項の規定の適用を受ける場合においてもその適用があることに留意する。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定) <u>42の11-29 措置法第42条の11第1項の規定を適用する場合において、製造業者が同項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかの判定については、42の4-7から42の4-10までの取扱いを準用する。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p>(申告に係る控除を受けるべき金額) <u>42の11-30 措置法第42条の11第7項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4-11の取扱いを準用する。</u></p>